

令和 7 年 6 月 20 日 公告

「令和 7 年度 住吉川河床清掃・浚渫作業に伴う底質調査業務委託」

訂正箇所	誤	正																
特記仕様書 8. 業務内容	8. 業務内容 大阪市建設局作成による「業務委託共通仕様書（平成 28 年 9 月）」＜令和 5 年 9 月 1 日以降発注分より適用＞によるほか、以下のとおりとする。 1) 業務を行う際には、次に記載する法令等による試験・分析項目、基準値、分析・計量方法等遵守すること。 ①「海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律」（昭和 45 年 12 月、平成 29 年改正） ②「底質の処理・処分等に関する指針」（平成 14 年 8 月、環境省環境管理局） ③「底質調査方法」（平成 24 年 8 月、環境省） ④「ダイオキシン類に係る底質調査測定マニュアル」（平成 21 年 3 月、環境省） ⑤日本工業規格「JIS」 ⑥「土壌の汚染に係る環境基準について」（平成 3 年 8 月、環境庁告示第 46 号、平成 26 年 3 月一部改正） ⑦「土壌含有量調査に係る測定方法を定める件」（平成 15 年 3 月、環境省告示第 19 号、平成 31 年 1 月一部改正） ⑧「土壌溶出量調査に係る測定方法を定める件」（平成 15 年 3 月、環境省告示第 18 号、令和 2 年 4 月一部改正） ⑨「海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律施行令第 5 条第 1 項に規定する埋立場所等に排出しようとする廃棄物に含まれる金属等の検定方法」（昭和 48 年 2 月、環境庁告示第 14 号、平成 15 年 6 月一部改正） ⑩「土壌中に含まれるダイオキシン類をソックスレー抽出し高分解能ガスクロマトグラフ質量分析計により測定する方法」（平成 11 年 12 月、環境庁告示第 68 号、平成 21 年 3 月環境省告示第 11 号改正） ⑪「厚生労働省環境衛生局水道環境部環境整備課長通知」の別紙 2 のⅡ（昭和 52 年、環整第 95 号） ⑫「環境大臣が定める排出基準に係る検定方法」（昭和 49 年、環境庁告示第 64 号） 2) 調査内容は、次のとおりとする。 <table><tr><th>項目</th><th>調査数</th><th>採取方法</th><th>調査箇所</th></tr><tr><td>〔採泥分析〕 平面方向 別表(1)参照</td><td>住吉川 19箇所（19検体）</td><td>エクマンバージ型採泥器による試料採取</td><td>資料 1 参照</td></tr></table> 3) 試料採取にあたり、次の事項に留意すること。 ①試料の採取時には、採取日時・気温・泥温・水深・色・臭気・PH等必要事項の記録を行うこと。 ②採取した試料は、クーラーボックス等に入れ遮光及び保冷して試験室に搬入すること。 ③試料採取に必要な採泥器・容器等は受注者において用意すること。	項目	調査数	採取方法	調査箇所	〔採泥分析〕 平面方向 別表(1)参照	住吉川 19箇所（19検体）	エクマンバージ型採泥器による試料採取	資料 1 参照	8. 業務内容 大阪市建設局作成による「業務委託共通仕様書（平成 28 年 9 月）」＜令和 5 年 9 月 1 日以降発注分より適用＞によるほか、以下のとおりとする。 1) 業務を行う際には、次に記載する法令等による試験・分析項目、基準値、分析・計量方法等遵守すること。 ①「海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律」（昭和 45 年 12 月、令和 7 年 6 月改正） ②「底質の処理・処分等に関する指針」（平成 14 年 8 月、環境省環境管理局） ③「底質調査方法」（平成 24 年 8 月、環境省） ④「ダイオキシン類に係る底質調査測定マニュアル」（平成 21 年 3 月、環境省、令和 4 年 3 月改訂） ⑤ 日本工業規格「JIS」 ⑥「土壌の汚染に係る環境基準について」（平成 3 年 8 月、環境庁告示第 46 号、令和 7 年 4 月一部改正） ⑦「土壌含有量調査に係る測定方法を定める件」（平成 15 年 3 月、環境省告示第 19 号、令和 7 年 4 月一部改正） ⑧「土壌溶出量調査に係る測定方法を定める件」（平成 15 年 3 月、環境省告示第 18 号、令和 7 年 4 月一部改正） ⑨「海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律施行令第 5 条第 1 項に規定する埋立場所等に排出しようとする廃棄物に含まれる金属等の検定方法」（昭和 48 年 2 月、環境庁告示第 14 号、令和 2 年 6 月一部改正） ⑩「土壌中に含まれるダイオキシン類をソックスレー抽出し高分解能ガスクロマトグラフ質量分析計により測定する方法」（平成 11 年 12 月、環境庁告示第 68 号、令和 4 年環境省告示第 89 号改正） ⑪「厚生労働省環境衛生局水道環境部環境整備課長通知」の別紙 2 のⅡ（昭和 52 年、環整第 95 号） ⑫「環境大臣が定める排出基準に係る検定方法」（昭和 49 年、環境庁告示第 64 号、令和 6 年 4 月改正） 2) 調査内容は、次のとおりとする。 <table><tr><th>項目</th><th>調査数</th><th>採取方法</th><th>調査箇所</th></tr><tr><td>〔採泥分析〕 平面方向 別表(1)参照</td><td>住吉川 19箇所（19検体）</td><td>エクマンバージ型採泥器による試料採取</td><td>資料 1 参照</td></tr></table> 3) 試料採取にあたり、次の事項に留意すること。 ①試料の採取時には、採取日時・気温・泥温・水深・色・臭気・PH等必要事項の記録を行うこと。 ②採取した試料は、クーラーボックス等に入れ遮光及び保冷して試験室に搬入すること。 ③試料採取に必要な採泥器・容器等は受注者において用意すること。	項目	調査数	採取方法	調査箇所	〔採泥分析〕 平面方向 別表(1)参照	住吉川 19箇所（19検体）	エクマンバージ型採泥器による試料採取	資料 1 参照
項目	調査数	採取方法	調査箇所															
〔採泥分析〕 平面方向 別表(1)参照	住吉川 19箇所（19検体）	エクマンバージ型採泥器による試料採取	資料 1 参照															
項目	調査数	採取方法	調査箇所															
〔採泥分析〕 平面方向 別表(1)参照	住吉川 19箇所（19検体）	エクマンバージ型採泥器による試料採取	資料 1 参照															